

(別記様式第1号)

| | |
|--------|-------|
| 計画作成年度 | 令和3年度 |
| 計画主体 | さくら市 |

さくら市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

| | |
|---------|----------------------------------|
| 担当部署名 | さくら市 農政課 |
| 所在地 | さくら市氏家 2771 |
| 電話番号 | 028-681-1117 |
| FAX番号 | 028-681-1483 |
| メールアドレス | nousei@city.tochigi-sakura.lg.jp |

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

| | |
|------|--|
| 対象鳥獣 | イノシシ、ツキノワグマ、ハクビシン、アライグマ、タヌキ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、カルガモ、カワウ |
| 計画期間 | 令和4年度～令和6年度 |
| 対象地域 | さくら市（125.63平方キロメートル） |

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）

| 鳥獣の種類 | 被害の現状 | | |
|----------------|-------|---------|----------|
| | 品目 | 被害面積（a） | 被害数値（千円） |
| イノシシ | — | — | — |
| ハクビシン アライグマ | 野菜 | 78 | 59 |
| カラス類 | 稻 | 158 | 2,063 |
| カモ類 | 稻 | 95 | 1,238 |

(2) 被害の傾向

| | |
|--------|---|
| イノシシ | 喜連川地区を中心に掘り返しの被害が年間を通じて発生している。ただし、目撃情報や畦畔等の掘り返しなどの直接的な被害が発生していないため、被害金額・面積は不明。 目撃情報数及び被害数を勘案すると他の市町と往来のある個体を含め15頭程度がさくら市に生息していると推測される。 |
| ハクビシン | 年間を通して、人家等に侵入し糞被害や保管してある果樹類の食害が発生している。また、自家消費用のトウモロコシやブドウの食害も毎年発生している。 |
| カラス類 | 年間を通して定植期の苗の引き抜きや家畜飼育場での堆肥荒らしが発生している。また、生活環境の被害として電柱への営巣による糞の被害報告を受けている。 |
| カモ類 | 5月～6月（稻の播種期から定植期）にかけて市内全域で種モミや出芽苗のモミ部への被害及び歩行等による苗の倒伏が発生している。 |
| ツキノワグマ | 具体的な被害は発生していないが喜連川地区にて目撃情報が寄せられており、被害の発生が懸念されている。 |

(3) 被害の軽減目標

| 指標 | | 現状値 (令和2年度) | 目標値 (令和6年度) |
|----------------|----------|----------------|----------------|
| イノシシ | 被害金額（千円） | — | — |
| | 被害面積（a） | — | — |
| ハクビシン アライグマ | 被害金額（千円） | 59 | 53 |
| | 被害面積（a） | 78 | 70 |
| カラス類 | 被害金額（千円） | 2,337 | 2,103 |
| | 被害面積（a） | 258 | 232 |
| カモ類 | 被害金額（千円） | 2,337 | 2,103 |
| | 被害面積（a） | 258 | 232 |

(4) 従来講じてきた被害防止対策

| | 従来講じてきた被害防止対策 | 課題 |
|---------------|---|--|
| 捕獲等に関する取組 | <p>イノシシは市及び猟友会で現地を確認し、業務委託にて猟友会に捕獲を依頼をしている。捕獲機材については市所有及び県貸与罠にて対応。</p> <p>ハクビシン・アライグマは被害者の申請に基づき捕獲許可をし、市にて小型獣用のわなを貸し出し被害者が対応。また、捕獲した個体についての処分費補助も実施。</p> <p>カラス・カモ類については猟友会に依頼し市内全域で銃器による毎年5月に市内一斉の予察捕獲を実施している。</p> | <p>平成30年度からイノシシの有害捕獲を猟友会委託により実施しているが、会員が少ないと他に仕事を持っているなどの理由により捕獲が思ったほど進んでいない。</p> <p>平成17年度の猟友会の合併時に比べ猟友会員は半数程度に減少していることから担い手確保が喫緊の課題である。</p> <p>カラス・カモ類の被害は近年、銃器による駆除ができない市街地でも増加傾向にあり駆除方法を検討する必要がある。</p> |
| 防護柵の設置等に関する取組 | 防護柵の設置取組実績なし | 令和3年度から市内農業者を対象にした防護柵設置補助を導入。導入初期のため、申請実績が少ない状況が続いている。また、地域における獣害対策の意識が低いことから意識改革が必要と思われる。 |
| 生息環境管理その他 | 被害発生時の現地確認の際に耕作者等に口頭で草刈や放任果樹の除去などの生息環境 | 現在の対応では被害発生圃場の耕作者等に対する局所的な対応のため、新しく被害が発生する |

| | | |
|-----|------------------|--|
| の取組 | 管理に対する取組を指導している。 | 圃場では管理が行き届いていない場合が多く、市内全体に生息環境管理の重要性を周知する取組が必要と思われる。 |
|-----|------------------|--|

(5) 今後の取組方針

被害状況については、関係機関と連携し情報収集を行い被害の把握に努める。

・捕獲について

猟友会による捕獲を継続するとともに、猟友会の捕獲体制の強化のため実施隊の結成を進めていく。また、地域獣害対策の担い手確保のため「わな猟免許の取得」及び「猟友会加入」を促進していく。

また、有害鳥獣捕獲実施者要件が緩和となる獣類については被害農家などによる捕獲数を増やすことを目的とした法定猟具の導入を推進していく。

・被害防止対策について

農作物被害が発生した圃場の農業者に侵入防止柵補助を周知するなどして侵入防止柵の設置を推進していく。また、被害発生圃場での下草刈払いなどの維持管理も併せて指導していく。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

本計画で対象としている鳥獣について以下のとおり種別ごとに捕獲体制の強化を図るものとする。

イノシシは市に被害の連絡があった農業者等に対し、市職員と猟友会員で現地確認を行い、被害防止対策指導のほか猟友会への年間業務委託により捕獲を行う。また、捕獲担い手確保を目的とした猟友会員数増加に対する施策を市で講じると共に捕獲機材導入について猟友会員から意見を求め捕獲率向上に努めていく。

ハクビシン・アライグマは、被害のあった者が市の捕獲許可を受けて捕獲を実施する。市は捕獲許可者に対し、箱わなの貸し出し及び捕獲された個体についての処分費補助を行う。

カラス・カモ類は、被害が増える田の定植期（毎年5月）に猟友会への業務委託により市内一斉の予察捕獲を行う。

ツキノワグマの住宅街等への出没により住民の生命、身体等の被害が生ずるおそれがある場合について特に緊急を要する対策が求められる際は所轄する警察署の生活安全課に指導を求め対応するものとする。

カワウについて、各漁業協同組合等と連携し飛来地域等の情報交換を行い効率的な捕獲活動を目指す。

(2) その他捕獲に関する取組

| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|-------|---------------|--|
| 令和4年度 | イノシシ ハクビシン | ホームページ・広報紙にて免許取得及び狩猟制度の普及啓発を図る。 |
| 令和5年度 | アライグマ カラス類 | 令和3年度から法定猟具補助を導入。同補助金のホームページ・広報紙での周知を行い、市内農業者への法定猟具の導入を推進していく。 |
| 令和6年度 | カモ類 | |

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

| 捕獲計画数等の考え方 |
|--|
| イノシシについては「栃木県イノシシ管理計画」の捕獲目標の達成のため、生息数（推定値）16頭を捕獲の目標値として設定する。 |
| ハクビシン・アライグマについては市に問い合わせのある農作物被害の報告が年間10件程度であるが、捕獲を被害のあった農業者個人にゆだねている実情を踏まえて、これらの個体を半数にすることを目標値として設定する。 |
| カラス・カモ類については農作物の被害報告数及び予察捕獲の捕獲数より捕獲計画数を設定した。 |

| 対象鳥獣 | 捕獲計画数等 | | |
|-------|--------|-------|-------|
| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| イノシシ | 8 | 16 | 16 |
| ハクビシン | 5 | 5 | 5 |
| アライグマ | 5 | 5 | 5 |
| カラス類 | 250 | 250 | 250 |
| カモ類 | 100 | 100 | 100 |

| 捕獲等の取組内容 |
|---|
| イノシシについては年間を通じ猟友会への業務委託により被害が発生した地域の現地調査を行い、わなによる捕獲を実施する。 |
| ハクビシン・アライグマについては農作物被害等のあった者がその都度、市の捕獲許可を受けて箱わなによる捕獲を実施する。市は許可者へ箱わなの貸し出しを行う。 |
| カラス・カモ類については毎年5月に農作物被害及び営巣などによる生活環境被害が増えることから、個体数の削減と威嚇・追い払い効果による被害の軽減を目的とし、地域自治会へ被害状況調査を実施した後に市全域にて銃器による予察捕獲を猟友会で実施する。 |
| 捕獲行為が、希少猛禽類その他の野生生物の生息に支障とならないように配慮する。 |

| |
|-----------------------------|
| ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容 |
|-----------------------------|

| |
|----|
| 無し |
|----|

(4) 許可権限委譲事項

| 対象地域 | 対象鳥獣 |
|--------|--------|
| さくら市全域 | すべての鳥獣 |

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

| 対象鳥獣 | 整備内容 | | |
|------------------------|-------|-------|-------|
| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| イノシシ ハクビシン アライグマ | 無し | 無し | 無し |

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

| 対象鳥獣 | 取組内容 | | |
|------------------------|-------|-------|-------|
| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| イノシシ ハクビシン アライグマ | 無し | 無し | 無し |

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

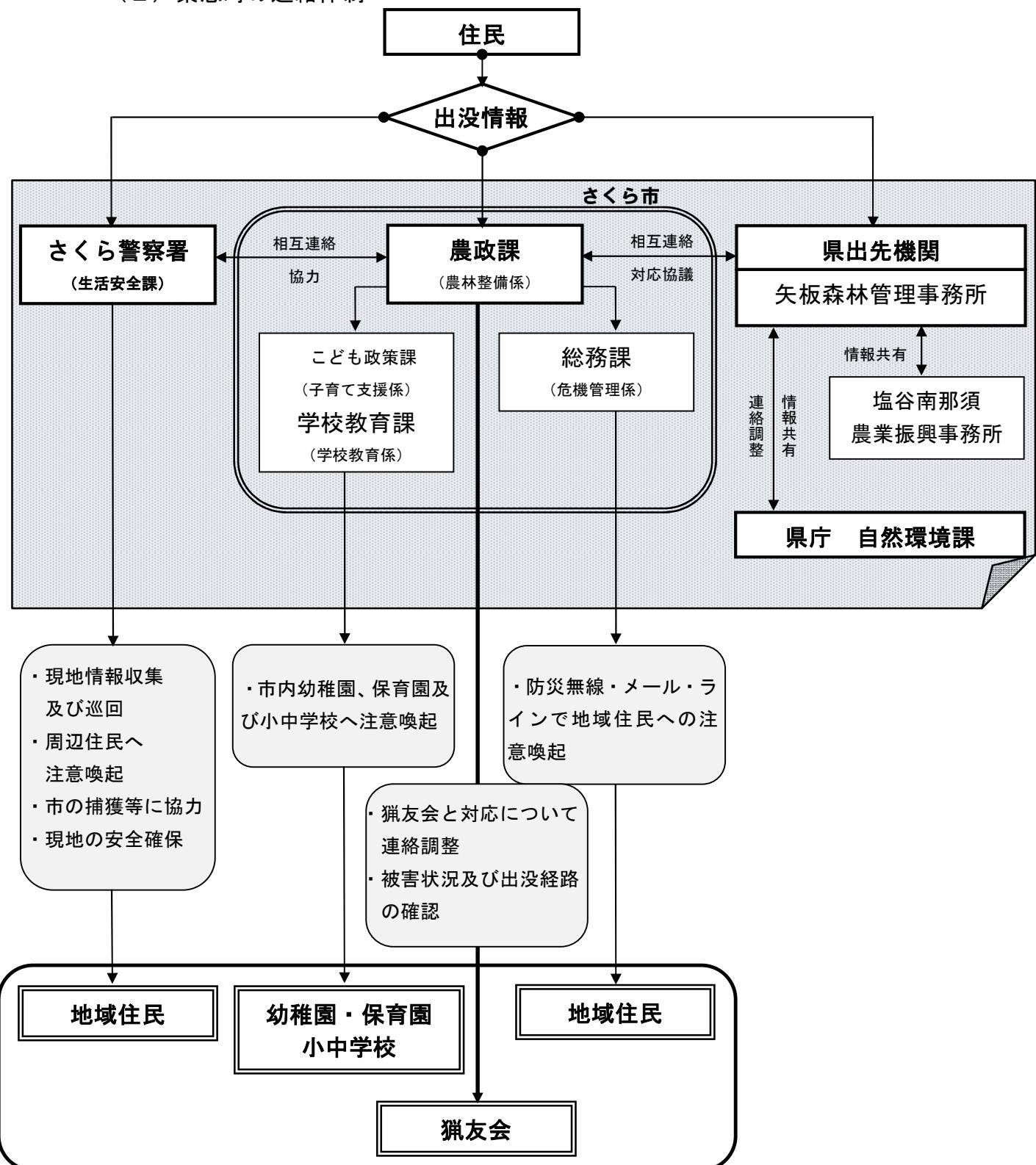
| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|-------|------------------------|--|
| 令和4年度 | イノシシ ハクビシン アライグマ | 被害発生圃場の耕作者等へ口頭で草刈や放任果樹の除去などを指導。 市ホームページ・広報紙で知識の普及啓発を実施。 |
| 令和5年度 | イノシシ ハクビシン アライグマ | 被害発生圃場の耕作者等へ口頭で草刈や放任果樹の除去などを指導。 市ホームページ・広報紙で知識の普及啓発を実施。 |
| 令和6年度 | イノシシ ハクビシン アライグマ | 被害発生圃場の耕作者等へ口頭で草刈や放任果樹の除去などを指導。 市ホームページ・広報紙で知識の普及啓発を実施。 |

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

| 関係機関等の名称 | 役割 |
|----------------------------|--|
| さくら市 | ○被害状況及び出没経路の確認。 ○県出先機関及び警察署へ情報提供。 ○住民及び関係機関（幼稚園・保育所・学校）への注意喚起。 ○猟友会と対応について連絡調整。 |
| 栃木県猟友会塩谷支部 さくら分会及び喜連川分会 | ○市の要請に応じ捕獲等の現地対応をする。 ○現地状況から市の対策について指導助言を行う。 |
| さくら警察署 | ○現地情報収集。 ○周辺住民へ注意喚起を行い、被害発生防止を図る。 ○市の行う捕獲等について協力するとともに現地の安全確保を行う。 |
| 矢板森林管理事務所 | ○市及び県自然環境課との連絡調整。 ○市の対応についての法的な手続き及び周知範囲の助言指導 ○事例分析及び市被害対策への技術指導・助言 |
| 塩谷南那須農業振興事務所 | ○各種情報の提供と共有 |

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲個体の処理については、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（法第十八条、規則第十九条）」及び同法に規定された「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」に基づき残滓放置など無いよう適切に処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

| | |
|--|----|
| 食品 | 無し |
| ペットフード | 無し |
| 皮革 | 無し |
| その他 (油脂、骨製品、角 製品、動物園等で のと体給餌、学術 研究等) | 無し |

(2) 処理加工施設の取組

無し

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用の人材育成の取組

無し

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

| | |
|---|-----------------------------|
| 協議会の名称 | さくら市鳥獣被害対策協議会 |
| 構成機関の名称 | 役割 |
| さくら市 | 事務局及び協議会の運営 |
| 栃木県塩谷南那須農業振興事務所 | 農業被害対策の指導及び情報提供 |
| 栃木県矢板森林管理事務所 | 被害対策の指導及び情報提供 |
| 栃木県獣友会塩谷支部さくら分会 | 被害対策指導及び捕獲等 |
| 栃木県獣友会塩谷支部喜連川分会 | |
| 塩野谷農業協同組合氏家地区営農生活センター 塩野谷農業協同組合喜連川地区営農生活センター | 農業被害の情報収集、被害対策の指導及び 情報提供 |
| 栃木県農業共済組合塩谷支所事業第一課 栃木県農業共済組合塩谷支所事業第二課 | |

(2) 関係機関に関する事項

| 関係機関の名称 | 役割 |
|---------------------------|---|
| さくら市農業委員会 | 被害状況及び各地区の意見等について情報提供を行う。耕作放棄地に対する助言及び情報提供を行う。 |
| 栃木県猟友会塩谷支部 さくら分会・喜連川分会 | 有害鳥獣に対する専門知識の情報提供と捕獲を行う。 |
| 塩野谷農業協同組合 | 被害状況についての情報提供を行うとともにに営農阻害要素としての観点から営農活動上の鳥獣害対策につき助言を行う。 |
| たかはら森林組合 | 被害状況についての情報提供を行うとともにに営林阻害要素としての観点から営林活動上の鳥獣害対策につき助言を行う。 |

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

実施隊の結成に向けてさくら市の鳥獣被害状況及び現時点の農業者対策意識を踏まえ実施隊に求められる活動内容「捕獲・追い払い」、「防護柵・緩衝帯設置」及びそれらに付随する「農業者への指導・助言」などについて猟友会への聞き取りを実施し活動内容の検討を行い令和5年度中の結成を目指す。現在、市及び猟友会にて実施している捕獲業務と実際に実施隊を設置した場合の活動内容を比較し、必要となる作業や役割等を整理し検討を行う。

また、実施隊の主たる隊員となる猟友会員が他に仕事を持っているなどの理由から十分な実践活動ができない状況もあるため、担い手の確保を推進していく。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

地域・集落住民が主体となって被害対策が行えるよう、農作物被害が発生した圃場の農業者等に防除手法の普及啓発を図るとともに、狩猟免許取得者増加を目的とした施策を講じることで地域ぐるみで対策が行えるような体制づくりを目指していく。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

塩谷管内の市町村等で構成された矢板地域鳥獣被害対策連絡会議などを通じて有効な被害対策の情報共有を図り、また広域的な被害対策として効率的な捕獲が行えるよう近隣市町及びその地域の猟友会との連携強化を推進していく。

国及び栃木県のアドバイザー制度などを活用し専門家の意見を聴取し農業者にフィードバックすることで意識・意欲の向上を図っていく。

イノシシについては、県内で豚熱に感染した個体が確認されていることから、捕獲で使用した靴、衣類、道具、車両等の消毒を行う。また、捕獲したイノシシを現場に埋却せず搬出する場合、血液等が漏出しないようビニールで密閉する等の防疫措置を講じながら捕獲を強化する。